

女性活躍推進法に基づく情報の公表

令和6年度実績

【 男女の平均継続勤務年数の差異 】	
女性:13.6年 男性:14.5年	差異(女性÷男性×100) 93.8%
【 男女別の育児休業取得率 】	
女性:出産者11名 育休取得者10名	女性 90.9%
男性:出産者9名 育休取得者3名	男性 33.3%
【 労働者の月平均残業時間 】	5.2時間
【 有給休暇取得率 】	73.3%
【 係長級にある者に占める女性労働者の割合 】	83.3%
【 管理職(課長以上)にある者に占める女性労働者の割合 】	50.0%
【 役員に占める女性の割合 】	10.5%

【 男女の賃金差異 】

	男女の賃金差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の差異)	
	全職員を対象とした場合	医師、嘱託職員を除いた場合
全ての職員	91.4%	103.3%
正職員	100.8%	100.8%
有期雇用職員	58.6%	124.7%

～ 説明欄 ～

対 象 期 間 : 令和6年度(2024年4月1日～2025年3月31日)
賃 金 : 基本給、時間外手当、通勤手当、賞与等含む。宿日直手当、退職金を除く。
有期雇用職員 : 医師、嘱託、臨時・非常勤(無期雇用を除く)、継続雇用
※非常勤職員については、正職員の所定労働時間(1日8時間)で換算した
人員数を基に平均年間賃金を算出している。

<差異についての補足説明>

正職員については、男性の賃金に対する女性の賃金は100.8%と男女の差異はほぼなかった。
有期雇用職員については、当会は賃金水準の高い医師、嘱託職員は男性が多いため、男性に
対して女性が58.6%と低い結果となった。一方、医師、嘱託職員を除くと、男性の賃金に対する
女性の賃金は124.7%となった。理由としては、男性の有期雇用職員はパートが多いため平均賃
金が低く、女性の有期雇用職員は勤続年数が長い臨時職員(フルタイム)が多いため平均賃金
が比較的高いことが考えられる。
以上より、男女間格差はないといえる。

労働施策総合推進法に基づく中途採用比率の公表

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
正規雇用労働者の 中途採用比率	81.5%	56.0%	83.3%

公表 : 令和7年7月